

高第1005号
令和7年2月25日

各県所管介護保険施設運営法人代表者
各県所管介護サービス事業所運営法人代表者 } 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和7年度分）

平素より、県の高齢者福祉施策にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、介護職員等の賃金改善に充てることを目的に実施されている標記の加算について、令和7年度分の計画書様式等を下記の県公式ホームページに掲載しました。ついては、内容についてご確認いただき、加算を算定される場合は期限までに必要書類を提出いただきますようお願いいたします。

記

- 1 計画書様式・提出先等に関する掲載ページ
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/25109.html>
- 2 処遇改善計画書の提出期限
 - 令和7年4月15日（火）まで
- 3 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書および体制状況一覧表の提出期限
（令和7年度より新たに処遇改善加算を算定する場合または令和6年度から加算区分を変更する場合に提出が必要）
 - 令和7年4月1日（火）まで
- 3 処遇改善計画書等の提出先および問合せ先
施設・事業所所在地を所管する県事務所（岐阜圏域内にあつては岐阜地域福祉事務所）
- 4 処遇改善加算の制度に関する外部相談窓口
介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口
電話番号：058-3733-0222
受付時間：9時00分から18時00分（土日含む）

5 留意事項

令和7年度分の処遇改善加算の計画書様式については、加算の計画書に加えて、令和7年4月以降に実施予定の補助金事業の申請書が一体となっています。

補助金の詳細については岐阜県介護人材確保・職場環境改善等事業費補助金に関する県公式ホームページ（<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/415638.html>）にて随時お知らせいたしますので、ご確認ください。

なお、処遇改善加算の届出先と補助金の申請先は異なります。加算の届出を行ったことで補助金の申請がなされたことにはなりませんのでご注意ください。補助金の申請先および受付開始時期は別途お知らせします。

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 事業者指導係			
係長	垣 本	担当	青 木
TEL	058-272-8298（直通）		
FAX	058-278-2639		
E-mail	c11215@pref.gifu.lg.jp		